

京都市交通局管理規程第13号

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第34条の2の見出し中「育児休業」を「休業」に改め、同条中「基づく育児休業」の右に「又は地方公務員法の規定に基づく配偶者同行休業」を加え、「育児休業の期間」を「休業の期間」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)